

## ○東温市障害者生活サポート事業実施要綱

(平成 18 年 10 月 1 日告示第 82-3 号)

**改正** 平成 19 年 3 月 30 日告示第 13 号 平成 19 年 5 月 30 日告示第 33 号  
平成 21 年 10 月 26 日告示第 90 号 平成 22 年 4 月 1 日告示第 40 号  
平成 23 年 3 月 10 日告示第 24 号 平成 23 年 6 月 1 日告示第 85 号  
平成 25 年 3 月 8 日告示第 20 号 平成 25 年 3 月 28 日告示第 35 号  
平成 26 年 2 月 24 日告示第 12 号 平成 27 年 3 月 9 日告示第 31 号  
平成 27 年 12 月 16 日告示第 156 号 平成 28 年 2 月 29 日告示第 40 号

(目的)

第 1 条 この告示は、介護給付支給決定者以外の者等について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 事業の内容は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 28 条第 1 項第 1 号の規定による居宅介護における身体介護に係る支援は除くものとし、次のとおりとする。

(1) 家事援助

居宅介護の家事援助の内容と同様(調理・洗濯・掃除・買物等)

(2) 生活支援

日常生活における相談、見守り、声かけ等

(対象者)

第 3 条 生活サポート費の支給対象者は、本市に居住地のある在宅で生活をしている障害者(身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者、自立支援医療(精神通院医療)対象者又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者)のうち、前条の家事援助については、介護給付費の申請の結果で障害支援区分が非該当と判定された者又は申請しても明らかに非該当と推測される者とし、生活支援については障害支援区分は問わない。ただし、いずれもこの事業を真に必要としており、市長が適当と認めた者とする。

(支給申請)

第4条 生活サポート費の支給を受けようとする障害者(以下「申請者」という。)は、地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(様式第1号)に世帯状況・収入・資産申告書(様式第1号の2)及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第5条 市長は、当該支給決定に係る障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況等に関する事項を総合的に勘案のうえ、支給を行うことが適当であると認めるときは、申請者に対し生活サポート費の支給決定を行うものとする。

(支給決定の有効期間)

第6条 支給決定期間は、原則として支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と1年間を合算して得た期間とする。ただし、支給決定を行った日が月の初日である場合は、1年間とする。

(通知等)

第7条 市長は、第5条の支給決定を行ったときは、当該支給決定を受けた障害者等(以下「支給決定障害者」という。)に対し、地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書(様式第2号。以下「決定通知」という。)及び地域生活支援事業受給者証(様式第3号。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

(利用方法)

第8条 生活サポートの提供を受けようとする支給決定障害者は、本市に登録する生活サポート事業者(以下「登録事業者」という。)に受給者証を提示しなければならない。

2 登録事業者は、生活サポートの提供の都度、生活サポート事業提供実績記録票(様式第4号)に必要事項を記載し、利用者の確認を受けるものとする。

3 登録事業者は、生活サポートの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項を契約内容(地域生活支援事業受給者証記載事項)報告書(様式第5号)により、市長に遅滞なく報告しなければならない。

(申請内容の変更の届出)

第9条 支給決定障害者は、氏名、住所その他の申請内容を変更したときは、居住地等変更届出書(様式第6号)により14日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(受給者証の再交付)

第10条 受給者証の再交付の申請をしようとする者は、受給者証再交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(支給量の変更)

第11条 支給決定障害者は、支給量の変更を申し込むときは、地域生活支援事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき支給量の変更を決定したときは、地域生活支援事業支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第12条 市長は、次の各号に掲げる場合には、生活サポート費の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 支給決定障害者が、生活サポートの提供を受ける必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 支給決定障害者が、支給決定の有効期間内に、本市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- (3) 支給決定障害者が第4条の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。

(請求)

第13条 生活サポートの提供を受けた支給決定障害者は、(移動支援・日中一時支援・生活サポート)費請求・受領委任届出書(様式第10号)により生活サポート費の請求及び受領を東温市地域生活支援事業の事業費の代理受領及び事業者の登録に関する要綱(平成18年東温市告示第82-4号)の規定に準じた登録事業者に委任することができる。

(生活サポート費の支給)

第 14 条 生活サポート費の支給は、生活サポートに関して次条の規定により支給する給付とする。

(生活サポート費)

第 15 条 市長は、支給決定障害者が、支給決定の有効期間内において、登録事業者から生活サポートの提供を受けたときは、当該支給決定障害者に対し、当該生活サポート(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用について、生活サポート費を支給する。

2 当該生活サポート費の額は、生活サポートに通常要する費用につき、別表第 1 に定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該生活サポートに要した費用の額を超えるときは、当該現に生活サポートに要した費用の額)の 100 分の 90 に相当する額とする。

(高額地域生活支援事業サービス費)

第 16 条 支給決定障害者等が同一の月に受けた生活サポートに要した費用の額から前条第 2 項の規定により算定された当該同一の月における生活サポート費の合計額を控除して得た額が、別表 2 に定める上限月額を超えるとき又は、東温市移動支援事業実施要綱(平成 18 年東温市告示第 82 号)に基づく移動支援、東温市日中一時支援事業実施要綱(平成 18 年東温市告示第 82-2 号)に基づく日中一時支援、東温市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱(平成 21 年東温市告示第 88 号)に基づく東温市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業、東温市訪問入浴事業実施要綱(平成 22 年東温市告示第 33 号)に基づく訪問入浴事業及び東温市障害児タイムケア事業実施要綱(平成 19 年告示第 21-1 号)に基づくタイムケア事業を利用した際に要した費用と前条第 2 項の規定により算出した合計額が、別表第 2 に定める上限額を超えるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額地域生活支援事業サービス費を支給するものとする。

2 高額地域生活支援事業サービス費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、高額地域生活支援事業サービス費支給申請書(様式第 11 号)に領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき、高額地域生活支援事業サービス費の支給又は、不支給の決定をしたときは、高額地域生活支援事業サービス費支給(不支給)決定通知書(様式第 11 号の 2)により、当該支給決定に係る支給決定障害者等に通知するものとする。

(登録の基準)

第 17 条 第 8 条第 1 項の登録は、法第 29 条第 1 項の指定のうち、居宅介護、重度訪問介護又は行動援護の指定を受けていることを要件とし、生活サポートを行う事業所ごとに行うものとする。

(登録の申請)

第 18 条 生活サポートを提供しようとする事業者は、(移動支援・日中一時支援・生活サポート)事業者登録申請書(様式第 12 号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、登録に関し必要があると認めるときは、前項の申請に必要な書類等の添付を求めることができる。

(登録)

第 19 条 市長は登録の可否を決定したときは、(移動支援・日中一時支援・生活サポート)事業者登録(却下)通知書(様式第 13 号)により申請事業者に通知するものとする。

(登録内容の変更の届出)

第 20 条 登録事業者は、第 17 条の規定により申請した内容について変更があったときは、当該変更に係る事項について(移動支援・日中一時支援・生活サポート)事業者登録事項変更届出書(様式第 14 号)により市長に届け出なければならない。

(休止、廃止及び再開)

第 21 条 登録事業者は、当該生活サポート事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次に掲げる事項を記載した(移動支援・日中一時支援・生活サポート)事業者事業廃止(休止・再開)届出書(様式第 15 号)を市長に届け出なければならない。

(1) 廃止し、休止し、又は再開した年月日

(2) 廃止し、又は休止した場合にあっては、その理由

- (3) 休止した場合によっては、休止の予定期間  
(生活サポート事業の運営基準)

第 22 条 登録事業者は、生活サポート事業の実施に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)を遵守しなければならない。

2 生活サポートの提供に当たる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 行動援護従業者養成研修修了者
- (2) 介護福祉士
- (3) 居宅介護従業者養成研修の 1 級課程、2 級課程又は 3 級課程修了者
- (4) 重度訪問介護従業者養成研修修了者
- (5) 介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者
- (6) 都道府県知事等から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者

(調査及び指導)

第 23 条 市長は、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、報告又は書類の提出を求めることができる。この場合において、生活サポート事業の実施等に関して適当でないとして認めるときは、登録事業者に対して改善指導を行うことができる。

2 市長は、前項の改善指導について、改善が認められるまでの間、事業の中止を命ずることができる。この場合において、市長は、あらかじめ書面をもって登録事業者に通知するものとする。

(登録の取消し)

第 24 条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第 17 条の要件に適合しなくなったとき。
- (2) 生活サポート費の請求に関し不正があったとき。
- (3) 登録事業者が、不正の手段により第 8 条第 1 項の登録を受けたとき。
- (4) 前条の規定に基づく改善指導に従わないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、生活サポート事業の実施に関し、不正又は著しく不当な行為があったとき。

(6) その他市長が必要と認めるとき。

(遵守事項)

第 25 条 登録事業者は、受け入れることが可能な障害種別及び年齢層について、利用者に対して事前説明を行わなければならない。

2 登録事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従事者の勤務の体制を定めておかななければならない。

3 登録事業者は、従事者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 登録事業者は、より質の高いサービスを提供するためのリスクマネジメントの体制整備について努めなくてはならない。

5 登録事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合には、市長及び介護者等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

6 登録事業者は、従事者、会計及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

7 登録事業者は、利用者等に関する情報を保護するためマニュアルを作成しなければならない。また、事業者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第 26 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日告示第 13 号)抄

1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 30 日告示第 33 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 10 月 26 日告示第 90 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日告示第 40 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 10 日告示第 24 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 6 月 1 日告示第 85 号)

この告示は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 8 日告示第 20 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日告示第 35 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 24 日告示第 12 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 9 日告示第 31 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 16 日告示第 156 号)

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 29 日告示第 40 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 15 条関係)



[別紙参照]

別表第 2(第 15 条、第 16 条関係)

区分	上限月額	備考
一般	37,200 円 障害者 (9,300 円) 障害児 (4,600 円)	市民税課税世帯(ただし、市民税所得割額が 16 万円(障害児にあっては 28 万円)未満の世帯については、上限を 9,300 円(障害児については 4,600 円)まで軽減する。)
低所得 2	0 円	市民税非課税世帯であって、「低所得 1」以外の者
低所得 1	0 円	市民税非課税世帯であって、障害者(障害児の保護者)の収入が年間 80 万円以下の者
生活保護	0 円	生活保護世帯

備考 上限月額の認定方法については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が発行する「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」の通所施設・在宅サービス等軽減の上限月額の認定方法に準じるものとする。

様式第 1 号(第 4 条関係)

地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

[別紙参照]

様式第 1 号の 2(第 4 条関係)

世帯状況・収入・資産等申告書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

地域生活支援事業受給者証

[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

地域生活支援事業提供実績記録票

[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

契約内容(地域生活支援事業受給者証記載事項)報告書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

居住地等変更届出書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 10 条関係)

受給者証再交付申請書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 11 条関係)

地域生活支援事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 11 条関係)

地域生活支援事業支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 13 条関係)

地域生活支援事業請求・受領委任届出書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 16 条関係)

高額地域生活支援事業サービス費支給申請書

[別紙参照]

様式第 11 号の 2(第 16 条関係)

高額地域生活支援事業サービス費支給(不支給)決定通知書

[別紙参照]

様式第 12 号(第 18 条関係)

地域生活支援事業事業者登録申請書

[別紙参照]

様式第 13 号(第 19 条関係)

地域生活支援事業事業者登録承認(却下)通知書

[別紙参照]

様式第 14 号(第 20 条関係)

地域生活支援事業登録事項変更届出書

[別紙参照]

第 15 号様式(第 21 条関係)

地域生活支援事業事業廃止(休止・再開)届出書

[別紙参照]